

**改正**

平成14年3月29日水管規程第9号  
平成15年3月20日水管規程第1号  
平成16年4月1日水管規程第2号  
平成17年4月1日水管規程第3号  
平成20年3月31日水管規程第1号  
平成22年3月31日水管規程第5号  
平成25年10月1日横書き施行  
平成26年3月31日水管規程第2号  
令和元年9月27日上下水管規程第5号  
令和3年10月26日上下水管規程第6号

佐倉市水道事業給水条例施行規程

佐倉市水道事業給水条例施行規程（平成2年佐倉市水道部管理規程第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この管理規程は、佐倉市水道事業給水条例（平成10年佐倉市条例第22号。以下「条例」という。）第44条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（工事の申込み）

**第2条** 条例第6条の規定により給水装置を新設し、改造し、又は撤去しようとする者は、給水装置（新設・改造・撤去）工事設計施行審査申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- （1） 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証及び確認申請書（当該建築物に関して記載されている部分に限る。）の写し。ただし、同法に基づく確認済証の交付を要しない工作物については、この限りでない。
- （2） 給水装置の新設又は改造に伴って受水槽等を設置しようとする者は、その設計に関する書面
- （3） 借地、借家等の場合において、他人の土地又は家屋に給水装置を設置しようとするときは、当該土地又は家屋の所有者の同意を得た旨の書面
- （4） その他管理者が必要と認める書面

(工事の承認)

**第3条** 管理者は、条例第6条に規定する給水装置工事の承認をしたときは、給水装置工事施行承認書(別記様式第2号)を交付するものとする。

(工事の申込みの設計変更等)

**第4条** 条例第6条の規定により給水装置工事の申込みをした者は、当該申込みに係る給水装置工事の設計を変更し、若しくは中止しようとするとき又は申込みを取り消そうとするときは、給水装置工事設計変更(工事中止、申込取消)届(別記様式第3号)を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が別に定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

**第5条** 削除

(分岐引用者への通知)

**第6条** 分岐引用されている給水管の所有者は、給水装置を改造し、又は撤去しようとするときは、分岐引用者に通知しなければならない。

(給水装置の構造及び附属用具)

**第7条** 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水栓をもって構成する。

2 給水装置には、止水栓筐、水道メーター筐その他の附属用具を備えなければならない。

(分岐後最初に設置する止水栓の位置)

**第8条** 配水管から分岐して最初に設置する止水栓は、原則として、道路境界から宅地内1メートル以内に設置するものとする。

(給水管径の決定)

**第9条** 給水管の口径は、給水装置の計画使用水量及び給水栓の同時使用率その他の事情を考慮して定めなければならない。

(給水管及び給水用具の構造及び材質)

**第10条** 条例第8条第1項の規定により給水管及び給水用具の構造及び材質の基準として、管理者が定める公道(公道と同等又は公道に準ずる利用形態が認められる私道を含む。)内に用いる給水管の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 口径が40ミリメートル以下の給水管 水道用ポリエチレン二層管(日本産業規格番号K6762及びこれに類するもの)

(2) 口径が50ミリメートル以上の給水管 水道配水用ポリエチレン管(日本水道協会規格番号K144及びこれに類するもの)

(工事検査)

**第11条** 条例第9条の規定により給水装置工事の工事検査を受けようとする者は、工事完成後直ちに工事検査申請書（別記様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

2 工事検査は、現地検査とし、原則として給水装置工事主任技術者は、管理者の行う検査に立ち会わなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、工事検査の結果当該工事の全部又は一部に手直し工事を命ぜられたときは、指示された期間内にこれを行い、工事再検査申請書（別記様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

（代理人の届出）

**第12条** 条例第18条の規定による代理人の届出は、代理人届（別記様式第6号）により行うものとする。

2 前項の届出は、口頭による届出をもって代理人届の提出に代えることができる。

（共有又は共用の届出）

**第13条** 条例第19条第1項第1号の規定による給水装置を共有する者又は同項第2号の規定による給水装置を共用する者の届出は、共用栓管理人届（別記様式第7号）により行うものとする。

2 前項の届出は、口頭による届出をもって共用栓管理人届の提出に代えることができる。

（メーターの設置及び位置）

**第14条** 条例第20条第1項の規定により設置する水道メーター（以下「メーター」という。）は、一の建築物につき1個とする。ただし、当該建築物が構造上2以上の部分に区分されており、かつ、当該区分された部分が各々独立して住居、店舗、事務所等の建物としての用途に供することができる場合は、当該区分ごとにメーターを設置することができる。

2 条例第20条第3項の規定より管理者が定めるメーターの設置の位置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。この場合において、当該メーターは、水平に設置するものとする。

（1）メーターの点検が容易に行うことができること。

（2）常に乾燥していること。

（3）メーターを損傷するおそれがないこと。

3 条例第28条第1項第1号に規定する臨時用のメーターを設置する者は、臨時用メーター給水申込書（別記様式第7号の2）を管理者に提出しなければならない。

（メーターの点検）

**第15条** メーターは、隔月の定例日に点検するものとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 メーターの指示量に1立方メートル未満の端数が出たときは、次回の点検分に繰り越して計算する。

3 条例第30条の規定により使用水量を認定するときは、次の各号に定めるところのいずれかによる。

(1) 前4箇月の使用水量の2分の1

(2) 前年同期の使用水量

(3) その他管理者が認めた方法により算出した使用水量

(料金算定の基準)

**第16条** 条例第29条に規定する料金の算定の基準となる1月は、メーター点検例日の翌日から次回のメーター点検例日までの2分の1の期間とする。

(手数料等の徴収)

**第17条** 条例第36条に規定する手数料及び条例第37条に規定する加入負担金は、納入通知書を交付してこれを徴収する。

(料金の領収書の発行)

**第17条の2** 管理者は、料金の納入を受けたときは、領収書を発行する。ただし、次に掲げる方法により料金の納入を受けたときは、領収書の交付を省略することができる。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3の規定による指定をした者による納入

(2) 納入通知書による納付のうちスマートフォン等の電子機器を使用した電子決済の方法による納入

(受水槽に接続する装置)

**第18条** 条例第20条第2項の規定により市のメーターを設置する受水槽に接続する装置に係る工事のうち、メーターに接続する部分に係る工事(修繕を除く。)は、指定給水装置工事事業者が施行するものとする。

2 前項に規定する工事の設計又は施行方法については、別に管理者が定める。

(水道の使用に関する届出)

**第19条** 条例第23条の規定による届出は、口頭その他管理者が別に定める方法によるもののほか、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める届出書によるものとする。

(1) 条例第23条第1項第1号の規定による水道の使用を開始する届出 水道使用開始届(別記様式第8号)

(2) 条例第23条第1項第2号の規定による水道の使用をやめる届出 水道使用休止(廃止)届

(別記様式第9号)

(3) 条例第23条第1項第3号の規定による水道の用途を変更する届出 用途変更届 (別記様式第10号)

(4) 条例第23条第2項第1号の規定による水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき又は同項第4号の規定による管理人に変更があったとき若しくはその住所に変更があったときの届出 住所(氏名)変更届 (別記様式第11号)

2 前項の届出は、管理業務委託業者(管理者が給水に係る管理業務を委託した者をいう。次条第2項において同じ。)を経由して行うことができる。この場合において、当該届出を管理業務委託業者が取りまとめて管理者に報告するときは、口頭その他管理者が定める方法による届出をもって前項各号に掲げる届出書の提出に代えることができる。

(給水装置所有者に関する届出)

**第20条** 条例第23条第2項第2号の規定による、給水装置の所有者の変更の届出は、給水装置所有者変更届(別記様式第12号)によるものとする。この場合において、別に定める必要な書類を添付しなければならない。

2 前項の届出は、管理業務委託業者を経由して行うことができる。

3 第1項の届出がなされていない場合は、当該給水装置が設置されている土地の所有者を当該給水装置の所有者とみなす。

(消火栓の使用に関する届出)

**第21条** 条例第23条第1項第4号の規定による、消防の演習に私設消火栓をしようとする水道使用者等の届出は、消火栓使用届(別記様式第13号)により行うものとする。

2 条例第23条第2項第3号の規定による、消防用として水道を使用する水道使用者等の届出は、消火栓火災使用届(別記様式第14号)により行うものとする。

3 前2項の届出は、口頭での届出をもって消火栓使用届又は消火栓火災使用届の提出に代えることができる。

(修繕の依頼)

**第22条** 条例第25条第1項の規定による修繕を依頼しようとする者は、修繕依頼書(別記様式第15号)を管理者に提出するものとする。

(給水装置等の検査の請求)

**第23条** 条例第26条第1項の規定による給水装置の検査又は供給される水の水質検査の請求をしようとする者は、給水装置(水質)検査請求書(別記様式第16号)を管理者に提出するものとする。

2 条例第26条第2項に規定する特別の費用を要するときとは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 給水装置の機能の検査について特に材料の使用を必要とするとき。
- (2) 水質については、飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。
- (3) その他通常検査以外の特別の費用を要するとき。

(加入負担金に係る給水管の口径)

**第24条** 条例第37条第4項の規定により加入負担金の額を算定する場合において、当該給水装置が異なる口径の給水管で構成されているときは、当該給水装置に係る給水管の口径は、当該給水装置に設置するメーターの口径と等しい口径として同項の表を適用する。

(給水装置の確認申請)

**第25条** 条例第39条第3項の規定により給水装置の確認を受けようとする者は、給水装置確認申請書(別記様式第17号)に給水装置(新設・改造・撤去)工事設計施行審査申込書を添えて管理者に提出しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

**第26条** 条例第41条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
  - ア 水槽の清掃を毎年1回以上定期的に行うこと。
  - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
  - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
  - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (2) 前号の管理に関し、毎年1回以上定期的に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(標識の掲示)

**第27条** 給水装置の所有者は、条例第5条の規定による標識(別記様式第18号)を確認しやすい場所に掲示しなければならない。

## 附 則

この管理規程は、平成10年4月1日から施行する。

## 附 則（平成14年3月29日水管規程第9号）

この管理規程は、平成14年4月1日から施行する。

## 附 則（平成15年3月20日水管規程第1号）

この管理規程は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則（平成16年4月1日水管規程第2号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成17年4月1日水管規程第3号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成20年3月31日水管規程第1号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この管理規程による改正前の佐倉市水道事業給水条例施行規程に基づき作成された帳票で、その用紙が現に残存しているものについては、平成20年度に限り、所要の補正を加えて使用することができる。

## 附 則（平成22年3月31日水管規程第5号）

この管理規程は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則（平成26年3月31日水管規程第2号抄）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則（令和元年9月27日上下水管規程第5号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第14条に1項を加える改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この管理規程による改正前の佐倉市水道事業給水条例施行規程に基づき作成された帳票で、その用紙が現に残存しているものについては、所要の補正を加えて使用することができる。

## 附 則（令和3年10月26日上下水管規程第6号）

(施行期日)

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第14条第3項、別記様式第1号及び別記様式第4号から別記様式第18号までの改正規定は、令和3年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程による改正後の佐倉市水道事業給水条例施行規程別記様式第18号の様式は、この令和3年11月1日以後に掲示される標識について適用し、同日前にこの管理規程による改正前の佐倉市水道事業給水条例施行規程別記様式第18号の様式により掲示された標識については、なお従前の例による。



別記

様式第1号(その1) (第2条関係)

給水装置（新設・改造・撤去）工事設計施行審査申込書

(宛先) 佐倉市上下水道事業管理者

給水装置設置場所	佐倉市		
工事申込者（給水装置所有者）	住所又は所在地		
	フリガナ		
	氏名又は名称（代表者氏名）		
水道工事請負者（佐倉市指定給水装置工事事業者）	指定番号	指定有効期間	年 月 日まで
	所在地		
	事業所名		
	代表者氏名		

私は、佐倉市水道事業給水条例第6条の規定により下記のとおり給水装置工事を申込みます。なお、工事申込にあたり、佐倉市水道事業給水条例及び関連規定（以下「条例等」という。）を遵守し、次の事項を誓約いたします。

- 1 水道に関する関係法令、条例等を遵守します。
- 2 利害関係人又は第三者から異議の申立てがあっても、全て工事申込者の責任において解決いたします。また、関係者との同意事項で後日利害関係人等から異議が生じても、佐倉市上下水道部は関与しないことを了承しています。
- 3 工事によって生じる不要な給水装置（不要管等）は、工事申込者の責任と負担において、管理者の支持する箇所で撤去します。
- 4 指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事に、第三者に損害が生じても、佐倉市上下水道部は一切の責めを負うことがないことを了承しています。
- 5 給水装置（配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。）は、所有者又は使用者が維持管理し、これらに要した費用は、所有者又は使用者の負担であることを承諾します（条例第25条）。
- 6 水道メーターの設置場所は、上下水道部の指示に従います。なお、メーターの検針又はメーター交換に支障を来すような家屋の改造や、物を置かないようにします。もし、上下水道部からこのことについて、指摘されたときは、直ちに自己の責任と負担において処理します（条例第22条）。
- 7 市により貸与された水道メーターは、条例第20条の規定に従い十分な注意をもって保管し、管理を怠ったためにメーターを亡失し、又は毀損した場合は、上下水道事業管理者が定めた額を弁償します。また、メーターの取換えが必要な場合は遅滞なく取換えに応じます（条例第21条）。
- 8 水道使用料、工事費等の滞納あるいは、市の指定給水装置工事事業者以外の者によってなされた不正工事等に対しては、市の条例に給水停止、給水装置の撤去等の処分規定のあることを承諾します。
- 9 敷地内での漏水については、市水道事業に支障のないよう速やかに修理します。
- 10 受水槽及び受水槽以下の給水設備も建物の所有者又は使用者で管理することになりますので常に清潔に管理します（条例第41条の3）。なお、水道工事に伴う濁り水の流入防止についても、所有者又は使用者の管理になりますので、バルブの開閉は、所有者又は使用者で行います。
- 11 配水管の分岐から、分岐後最初に設置する止水栓までの修繕や、配水管の布設等で給水装置の接合工事が必要となる場合は、所有者又は使用者の申込みがなくても市が施行します。これに要する費用は、市が負担します。

以上の事項に書かれていることは、所有者が変わった場合も次の所有者に引き継ぎます。

種類	新設	改造	撤去
用途	一般用	臨時用	その他
給水方式	直結方式	タンク方式 ( m <sup>3</sup> )	タンク有効容量 ( m <sup>3</sup> )
本管	本管管種	口径 Φ	取り出し口径管種
建築確認	建築確認番号	建物用途	建物階数
	敷地面積	延べ面積	1階以外床面積
その他水	井戸・工業用水・中水	切替え・併用	

量水器	直結	新設	mm	個	mm	個	受水槽設置	寄付	mm	個	mm	個	
			mm	個	mm	個			mm	個	mm	個	
		既設	mm	個	mm	個			親メーター	mm	個	mm	個
			mm	個	mm	個				mm	個	mm	個
既設メーター口径及び番号													

付近見取り図 ・貼付けはしないこと。 ・公園、神社、公共施設等は、必ず記載すること。	添付書類		
	建築確認済証	有	無
	建築確認申請書	有	無
	敷地配置図	有	無
	止水栓設置状況写真	有	無
	既設メーター写真	有	無
	所有者変更届	有	無
	掘削申請書	有	無
	事前協議回答書	有	無
	堀上証明書	有	無
委任状	有	無	

上下水道部記入欄

加入負担金	メーター口径	単価	個数	計 (税込)	設計審査手数料	円		
	1 3mm	円	個			3 0mm未満	円	個
	2 0mm	円	個			5 0mm未満	円	個
	2 5mm	円	個			5 0mm以上	円	個
	3 0mm	円	個			合計		
	4 0mm	円	個					
	mm		個					
合計								

設計審査日	納入通知書番号・測定日	納入年月日	料金担当

受付印	給水装置取 組書	申請者	新設給水装置工事 書	管網番号																																																																						
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">設計・竣工</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th>水検番号</th><th>配管番号</th><th>メーター番号</th><th>検測</th><th>指針</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"><tr><td>常時圧</td><td>mpa</td><td>時</td><td>分</td></tr><tr><td>事前検測</td><td colspan="3" style="text-align: center;">-</td></tr><tr><td>貯水槽圧</td><td colspan="3" style="text-align: center;">-</td></tr><tr><td>残留塩素濃度</td><td colspan="3" style="text-align: center;">mg/L</td></tr><tr><td>占用申請</td><td colspan="3">オフセット</td></tr></table> <div style="margin-top: 10px;"><p>— 新設管</p><p>— 既設管</p><p>--- その他配管</p><p>△ 半検水栓</p><p>▲ 混合水栓</p><p>⊙ その他 (給湯器、乾燥機等)</p><p>⊕ トイレ(シンク)等 の、ホックアップ</p></div>					水検番号	配管番号	メーター番号	検測	指針																																														常時圧	mpa	時	分	事前検測	-			貯水槽圧	-			残留塩素濃度	mg/L			占用申請	オフセット		
水検番号	配管番号	メーター番号	検測	指針																																																																						
常時圧	mpa	時	分																																																																							
事前検測	-																																																																									
貯水槽圧	-																																																																									
残留塩素濃度	mg/L																																																																									
占用申請	オフセット																																																																									

## 使用材料明細表

給水装置設置場所	
申込者氏名	
指定給水装置工事 事業者	

公道部分					宅地部分				
名称	形状・寸法	単位	数量		名称	形状・寸法	単位	数量	
			設計	精算				設計	精算
ボール式サドル分水栓									
ポリエチレン管									
直結ソケット									
密着コア									
エルボ									

使用材料は、水道法施行令（昭和32年政令第366号）第6条に規定する基準に適合していることを確認しました。

免状番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号  
主任技術者氏名 \_\_\_\_\_

承認番号 号

様

佐倉市上下水道事業管理者

印

給水装置工事施行承認書

第 号をもって申込みのあった給水装置工事について、下記の条件を付して承認します。

記

1 給水装置設置場所 佐倉市

2 給水装置設置申請者

3 承認の条件

（1）工事の施行に当たっては、佐倉市水道事業給水条例及び関係規定を遵守してください。

（2）道路部分の施行については、安全の確保に万全を期してください。

（3）本件承認日から6日以内に工事に着手してください。

## 給水装置工事設計変更 (工事中止・申込取消) 届

年 月 日

(宛先) 佐倉市上下水道事業管理者

届出者 (給水装置工事申込者)

〒

住所

フリガナ

氏名

電話 ( )

次のとおり給水装置工事の設計変更 (工事中止・申込取消) をしたいので届け出ます。

指定給水装置 工事事業者	住 事 代 電 業 者 表 所 名 者 話	指 定 番 号 第 号 〒 -
	給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者 名 氏	免 状 交 付 番 号 第 号
工 事 場 所		
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去	
設計変更の場合の 変更要点 工事中止・申込取 消の場合の理由		

## 工事検査申請書

年 月 日

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

所在地  
指定工事事業者 名称  
電話番号  
（昼間連絡のつく連絡先）

佐倉市水道事業給水条例第9条の規定により給水装置工事の検査を受けたいので、下記のとおり申請します。

### 記

検査予定日	年 月 日		
設置場所	佐倉市		
申込者氏名		承認番号	
工事の種類	1 新設    2 改造		
既設メーター	有 ・ 無	メーター引上げ	工事用 ・ 口径変更（φ → φ）
担当給水装置工事主任技術者氏名	検査立会人		
添付書類			

検査項目	合	否	検査項目	合	否
設計書と現地照合	良	否	水栓数（口径別）	良	否
水圧・水量の状態	良	否	埋設保護状態	良	否
止水栓の設置状況	良	否	防寒・防食の措置状態	良	否
メーターの配置状態	良	否	道路本・仮復旧状態	良	否
配管状況・使用材料	良	否			
備考	検査年月日 年 月 日 上記のとおり検査結果を報告します。				
	検査員 <span style="float: right;">㊟</span> 検査員 <span style="float: right;">㊟</span>				
			課長	班長	班員



## 工事再検査申請書

年 月 日

(宛先) 佐倉市上下水道事業管理者

所在地  
指定工事事業者 名称  
電話番号  
(昼間連絡のつく連絡先)

年 月 日に工事検査を受けましたが、再検査となったため指摘事項を手直したので、規定の手数料を納付し再検査を受けるため、下記のとおり申請します。

### 記

検査予定日	年 月 日		
設置場所	佐倉市		
申込者氏名		承認番号	
工事の種類	1 新設 2 改造 3 工事・臨時用 4 その他 ( )		
既設メーター	有 ・ 無	メーター引上げ	工事用 ・ 口径変更 (φ → φ )
担当給水装置工事主任技術者氏名	検査立会人		
指摘事項			

検査項目		合 否		検査項目		合 否	
設計書と現地照合		良	否	水栓数 (口径別)		良	否
水圧・水量の状態		良	否	埋設保護状態		良	否
止水栓の設置状況		良	否	防寒・防食の措置状態		良	否
メーターの配置状態		良	否	道路本・仮復旧状態		良	否
配管状況・使用材料		良	否				
備考				検査年月日 年 月 日 上記のとおり検査結果を報告します。 検査員 <span style="float: right;">(印)</span> 検査員 <span style="float: right;">(印)</span>			
				課 長	班 長	班 員	技術管理者
口径	個数	単価	金額				
30mm未満	個	円	円	調 定    収 納			
50mm未満	個	円	円				
50mm以上	個	円	円				
計	個		円				

様式第6号（第12条関係）

代 理 人 届

年 月 日

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

給水装置所有者

住 所

氏 名

代 理 人

住 所

氏 名

佐倉市水道事業給水条例第18条の規定により下記のとおり代理人を選定したので届け出ます。

記

設 置 場 所	佐倉市		
種 類 及 び 水 栓 番 号	用 途 第 号		
代理人	住所		
	氏名		

共 用 栓 管 理 人 届

年 月 日

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

住 所  
 管理人  
 氏 名

（共用者連署）

佐倉市水道事業給水条例第19条の規定により下記のとおり管理人を選定したので  
 届け出ます。

記

設 置 場 所	佐倉市
水 栓 番 号	共用栓 第 号
管理人	住所
	氏名

臨時用メーター給水申込書

年 月 日

(宛先) 佐倉市上下水道事業管理者

申込者 住 所  
(申請者) (フリガナ)  
氏名又は名称  
電 話 番 号

建物等の建設工事を前提とした臨時用メーター給水を受けたいので、次のとおり申し込みます。  
なお、申込みに当たり下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 当該給水装置は、臨時用以外の目的で使用しません。
- 2 当該給水装置の使用完了後は、速やかに、管理者による工事検査又は撤去を行います。
- 3 建物の工事の完成した後、給水開始の前に、管理者による工事検査を申請します。
- 4 臨時用水道料金は、建物等の工事検査が合格するまで、又は臨時用の目的が完了するまでは、臨時用水道料金の請求先に記載された者が支払います。
- 5 申込場所の水道料金延滞などが発生した場合、責任をもって完納します。
- 6 汚水を公共下水道に排除する場合は、公共下水道の使用開始等の届出を行い、下水道使用料を納付期限までに責任をもって納付します。
- 7 関係法令に違反したとき、誓約事項に違反したとき、佐倉市水道事業給水条例、同条例施行規程等の佐倉市の関係例規に違反したとき等は、給水停止等の処分を受けても一切異議を申立てしません。

工事場所	佐倉市
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定給水装置 工事事業者名	指定番号 号
給水装置工事 主任技術者	免状番号 号
臨時用水 道料金の 請求先	郵便番号 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号
備考	添付書類

案内図	平面図
使用材料	

水 栓 番 号			
メーター口径	検満年月日		
メーター番号			
取付日	取外日		
指	針		

メーター口径	検査手数料	設置メーター
13mm		
20mm		
25mm		
30mm		
40mm		

水道使用開始届

年 月 日

(宛先) 佐倉市上下水道事業管理者

水道使用者 住所  
氏名

給水装置所有者 住所  
氏名

下記のとおり水道の使用を開始したので、佐倉市水道事業給水条例第23条第1項第1号の規定により届け出ます。

記

設置場所	佐倉市
種別及び 水栓番号	用 第 号
職 業	
給水使用者 の前住所	佐倉市
給水開始 年 月 日	年 月 日

水道使用休止（廃止）届

年 月 日

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

給水使用者 住 所  
氏 名

給水装置所有者 住 所  
氏 名

下記のとおり水道の使用を休止（廃止）するので、佐倉市水道事業給水条例第23条第1項第2号の規定により届け出ます。

記

設 置 場 所	佐倉市
種 別 及 び 水 栓 番 号	用 第 号
移 転 先	
給水使用休止（廃止）年月日	

用 途 変 更 届

年 月 日

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

住 所  
氏 名

下記のとおり用途を変更するので、佐倉市水道事業給水条例第23条第1項第3号の規定により届け出ます。

記

場 所	佐倉市		
水 栓 番 号	第	号	道順番号
旧 用 途			
新 用 途			
変 更 年 月 日			



住所（氏名）変更届

年 月 日

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

住所

氏名

下記のとおり住所（氏名）に変更があったので、佐倉市水道事業給水条例第23条第2項第1号及び第4号の規定により届け出ます。

記

場 所	佐倉市		
種 類 及 び 水 栓 番 号	給水装置	第 号	道順番号
旧住所（氏名）			
新住所（氏名）			

給水装置所有者変更届

年 月 日

(宛先) 佐倉市上下水道事業管理者

給水装置所有者  
住所  
氏名

下記のとおり給水装置の所有者に変更があったので、佐倉市水道事業給水条例第23条第2項第2号の規定により届け出ます。

記

設置場所		
水栓番号	<p style="text-align: right;">号</p> <p>口径φ      mm      メーター番号      ー</p>	
所有者	変更前	
	変更後	

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

(宛先) 佐倉市上下水道事業管理者

給水装置所有者 住 所  
氏 名

下記のとおり消防の演習に私設消火栓を使用するので、佐倉市水道事業給水条例第23条第1項第4号の規定により届け出ます。

記

設置場所	佐倉市
水栓番号	消火栓 第 号
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用目的	

消 火 栓 火 災 使 用 届

年 月 日

(宛先) 佐倉市上下水道事業管理者

給水装置所有者 住 所  
氏 名

下記のとおり火災のために消火栓を使用したので、佐倉市水道事業給水条例第23条第2項第3号の規定により届け出ます。

記

設 置 場 所	佐倉市
水 栓 番 号	消火栓 第 号
使 用 栓 数	個
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで

様式第15号 (第22条関係)

修 繕 依 頼 書

年 月 日

(宛先) 佐倉市上下水道事業管理者

住 所  
 依頼者 氏名又は名称  
 電 話 番 号

佐倉市水道事業給水条例第25条第1項の規定により、下記のとおり給水装置の修繕を依頼します。

記

工事場所			水栓番号 第	号
依頼内容	破 損	水栓・メーター筐内・立上り・給水管・その他 ( )	内 容	
	異 常	漏水・水質・水圧・メーター・凍結・その他 ( )		
受 付	第	号	年	月 日 時 分
	電話・窓口・郵便	扱者		
施行区分	上下水道部・指定給水装置工事事業者			
指定給水装置工事事業者委託	委託年月日	年	月	日 時 分
	事業者名			
	連絡者		受付者	
完了確認	年	月	日 時 分	確認者
上下水道部施行	予定月日	月	日	実施月日
	施行内容			
備 考				

給水装置（水質）検査請求書

年 月 日

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

住 所

氏 名

佐倉市水道事業給水条例第26条第1項の規定により、下記のとおり給水装置（水質）の検査を請求します。

記

場 所	佐倉市	
種 類	専用給水装置	共用給水装置  私設消火栓
所 有 者	使 用 者	住所
		氏名
請 求 の 理 由		

給 水 装 置 確 認 申 請 書

年 月 日

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

住 所  
 申請者 氏名又は名称  
 電 話 番 号

佐倉市水道事業給水条例第39条第3項の規定により給水装置の確認を受けたいので、  
 下記のとおり申請します。

記

工 事 場 所	佐倉市		
給 水 装 置 の 種 類	専用給水装置	共用給水装置	私設消火栓
給水管の口径及び個数			

納入通知書 送付先	郵便番号	電 話 番 号	
	住 所		
	氏名又は名称		

様式第18号 (第27条関係)

